

施設利用会員証を発行します

当協会では、会員事業所の皆様に「施設利用会員証」を発行しています。
全国社会保険協会連合会が優待契約を結んでいる施設に「施設利用会員証」を提示すると、優待価格で利用でき、大変お得です。この機会に、ぜひご利用ください。
すでに「施設利用会員証」の発行を受けている事業所の方は有効期限が2020年3月31日までとなっておりますので、再発行の申込みをお願いします。

施設利用会員証の申込み・利用について

○下記の「施設利用会員証申込書」に記入のうえ、FAX(郵送可)でお申込みください。

※お申込みについては、当協会の会費を納付済みの事業所に限ります。

※お申込み枚数は、1事業所3枚までとします。

○その他

①「施設利用会員証」の有効期限は2020年3月31日までです。

②「施設利用会員証」は事業所内で管理し、必要の都度貸し出してください。

③当協会会員事業所に勤務する従業員と、その家族以外は利用できません。

優待施設・優待内容について

○詳細につきましては、当協会ホームページの下記バナーをクリックしてください。

香川県社会保険協会 [検索](#)



○プリンスホテルグループ・ダイワロイヤルホテルズについて

当協会の会員以外は閲覧できない契約となっておりますので、当協会へお問合せください。

【お問合せ】

(一財)香川県社会保険協会

電話 : 087-834-0522

FAX : 087-837-1661

施設利用会員証申込書

事業所名	
事業所記号	
事業所住所	
T E L	
担当者名	

申込枚数	枚
------	---

※申し込み枚数は最大3枚までとします。